

4060

松風陶歯製造株式會社概要

名称	松尾陶器製造株式会社
本社	京都市东山区福稻上高松町拾貳番地
工場	全上
資本金	壹百万圓
拂込額	貳拾五万圓也
年産額	陶器六百万本 セメント八万瓶
	ゴム四万箱 其他畧
重役	取締役社長 松尾憲二
	取締役 松尾嘉定
	全 瑞藤治三郎
	全 荒木紀男

コクヨ印(十二行)

本社ノ沿革

齒科衛生材料ノ自足自給ハ國民保障上最モ重要ナルベシハ論ヲ俟タザル所ニシテ而モ陶齒ノ如ク東洋人種ニ通底スル齒牙ノ製作ハ東洋人ノ使命ナリト雖モ之亦頗ル至難ノ業ナルト共ニ多大ノ資金ヲ要シ而モ酬ヒラルト曰甚ナキヲ以テ未ダ之ニ着手スルモノナカリシ所故松尾嘉定ハ深ク之ヲ遺憾トシ或拾十年前目カラ北米合衆國ニ於ケル各大陶齒製造工場ヲ詳細ニ見学調査ヲナシ數名ノ者ニ命ジテ本邦ニ於テ工場新設ノ場合ノ準備ヲ同地ニ於テ取運バシタリ。

之レ本社ノ創設ヲ見タル為端ナリトス。

後大正七年彼地ヨリ技師ヲ招聘セシメ松尾工業株式會社曰ニ陶齒研究所ヲ新設シ故工學博士北村彌一郎氏ヲ陶齒ノ主管トシ醫學博士小野寅之助氏

(二)

及宇垣錦三氏ヲ聘シテ型態ニ因スル理論ト實際ノ研究ニ著リ多大ノ犠牲ヲ払ヒ
 遂ニ日本人種型態ヲ完成シ特許ヲ得タル金屬ピン燒込ニ成功シ色沢硬度等
 凡ソ外不製物品ニ優サル良品ヲ製出シ斯界ヨリ多大ノ賞讃ヲ博スルニ至リタリ。
 此ノ間實ニ四ヶ年ニ及ベリ。
 茲ニ於テ大正十一年五月十五日 資本金壹百萬圓ヲ以テ松尾陶器製造株式會社
 ヲ設セシ始メ國產高級陶器ノ為費ヲ開始セリ。
 爾來十餘年餘銳意製品ノ改良ト輸入品防遏トニ腐心シ就中全業界ノ陶器
 製造事業統一ノ霸業ヲ企圖セル北米合衆國 資本家ノ猛烈ナル圧迫ヲ蒙リタル
 尤敵然ニ之ニ対抗シ今日ニ於テハ輸入品ノ大半ヲ防遏スルヲ得タリ。
 然レ昭和三年 創設者 松尾嘉定 死後息 寛ニ之レガ 遺業ヲ継承シ
 茲ニ為原向上ニ努メテ陶器ノ為費科用等ト各種 蒸和ガム等ヲ始メ一般
 窯材料ヲモ 為費スルニ至リ 殊ニ 昔國々ニ於テ曾テ製造セラレザリシ 硫酸セメントモ

完成した品が、新西学舎及内務省に呈納され、獎勵金ヲ下附せし事あり。絶模ヲ蒙ルノ光榮ニ
 堪セリ。

吾社ノ光榮

吾社が創立せし時ニ際シ、異リを

伏見宮殿下ニ旧工場ノ狭隘ナルをゆせられ、在リセラレズ。作親とて長時間ニ立リテ作親覽

遊バサレ。昭和四年七月六日ニ、東京通官殿下ノ御台跡ヲ辱せし光榮ニ現シニ止マズ。

各主務大臣閣下ノ御視察ヲ受ケ、又各種博覧會ニ於テハ出品ノ最實ノ名譽を得タリ。

即チ

一 大正博覧會

在子ノ和博覧會

一 昭和貳年

在子ノ和博覧會 授式子賞銀牌

一 昭和參年

大正紀念博覧會 授式子賞銀牌

(三)

一 昭和五年	大連地急國振興在事加助名倉程元急賞
一九三〇年	於百耳義リキジシ 於不大地助名倉程元急賞
賜 災 賑 見	昭和六年十月三十日 於 京都 御所

吾社所有、特許番号

六、七、九

低橋陶質架ニ義齒埋入材料

六三、二九一

陶器ビニ防錆処理法

六七、五四七

合金ビニ陶器製造法 中華合約會其後陶金を以

七三、七〇三

密閉式電氣抵抗炉

九六、二〇六

歯牙龍腔ニ注入し得る（？）根管内固化充填材

實用新案登録

一六六、三三三

陶器

（有管陶器）

一五六、三三三

〃

一五六、三三三

〃

コクヨ印(十二行)

社長、履歴	學歷	大正六年四月	早稲田大學商科卒業
大正六年四月	北米合衆國に留学	大正九年一月	帰朝
比向 ミーヨーク大学 社会科 経済学 経済学 州立大学 経済学	大学 ミシガン大学 政治経済学 経済学 州立大学 経済学	ミシガン大学 経済学 経済学 州立大学 経済学	高倉牧士郎 ミシガン大学 経済学 経済学 州立大学 経済学
履歴	大正九年二月	松岡工業株式会社に入社	

(五)

昭和三年三月	倉本北支那人ヲ任命
昭和三年四月	松岡陶業研究所 監督ヲ任命
大正十一年四月	松岡陶業製造株式會社ノ創設ト同時ニ取締役理事ニ就任ス
昭和三年一月	倉本社長 死去ノ爲メ取締役社長ニ就任會任スル
昭和五年四月	京城齒科医学專門学校 講師ヲ任命 材料学ヲ擔任ス
昭和九年九月	日本大学 齒科部 講師ヲ任命 材料学ヲ擔任ス
昭和六年六月	日本齒科材料協會ヲ設立 青島理事ニ選任セラル
昭和五年四月	内務省 茶業振興會 齒科材料 小委員ニ任命サル
昭和七年四月	日本齒科材料協會ニ理事長ヲ選任シ理事トナリ 倉本ニ理事ニ選任セラル
昭和十年十月	内務省 茶業振興會 委員ニ任命サル

昭和八年四月	全平 金月	内務省ノ補助金ヲ得テ社団法人日本齒科材料協会の	齒科材料規格調査会委員會ヲ組織シ委員及ビ	幹事長ニ就任ス		重光 技術者	工場長 並川 峰三郎	技師長 荒木 紀男		製衣部 技師 布江 市松	監業 金 廣野 直基
--------	-------	-------------------------	----------------------	---------	--	--------	------------	-----------	--	--------------	------------

6160

(六)

研究部	衣甲化学	宮陣	一
講師	全	水埜	文平
工場、現状			
工場設備大要			
調土部	スダバ	一台	
ホットミル	三台		
成秋部	攪拌機	二台	
	織板切斷機	一台	
	十七ヤロ 乾燥器	一台	
	六ヤロ 乾燥器	一台	

コク印(十二行)

窯部	石油焼成炉 三基
石油焼成炉 一基	ボイラー 一基
鉄工部	旋盤 二台
ボーリングマシン 四台	ミリングマシン 一台
セーパー 一台	タレットレス 一台
貴金属部	自働製銲機

(七)

磷アラー	一台
伸金装置	一台
圧延アラー	一台
ゴム工場	
急速停止機	一台
煉和機	一台
カレンダー	一台
チューブミル	一台

松岡陶齋

各種

松花江

(燐鱈魚肝油)

松尾恒孝

松尾
リケット

(硅酸乙酯)

木月 宝科用云 各種

特許松尾コンクリート

(根尖光學材料)

特許松月堂レール

(一般覆覆軍及震結我
勢亂處、暫向充壕林)

松尾ミネラルスディン

抗酸水(1)

松岡 又三郎 氏

(粗粉末埋設)

(ハ)

松岡 ペンライグ マツル	(粗密中間未埋没打)
松岡 アルカム 金属	
松岡 カパー アルカム	
松岡 右ツト タル	
松岡 ギヤ スタル	
松岡 実習用 タル	各種
松岡 カーボ ランダム	和イート
松岡 カーボ ペー スト	(研磨助打)
松岡 モル デザイン	(印係打)
松岡 ヤニ カ ツ フ	
松岡 ル ヤニ ワ カ	

陶器十八

元来義歯はモノハ古ク、エンプット 時代ニ於テ其場ヲ為シ始メハ材料ハ木骨
 牙ニ造ラレテ居ツタガ今ヨリ五十年前陶磁器ヲ造ラタ天然色ニ似イモノ
 ガ仏國ニ於テ製造セラレテ以來他ノ何レモノハ優劣尤カタメ合ズ義歯ト云ハバ
 陶器ナトセルハ、ハド 普遍的ニナリ、今ヨリ約百年前化學金糸、フエ、セ、ヤ、シ
 ナテサムエ、エス、ホワイト、カ 大量製造ヲシテ市場ニ販賣スルニ
 至リテ陶器ハ一般的ニ使用スルニ至リ現在同氏ノ名ヲ冠セルホウト會社ハ在臨トシテ
 其業績ヲ予金賞ニ賞スル級高ク供給シテ居ル。

近世三五ワテ
三三三三三
ザレタ
サライユンパニ
ガ創立サレ陶器ノ形態止更ニ
研究ヲ進メノ前ハ
ススス
ホウトニ対抗シテ
寧ロ優良ナル陶器ヲ製作スルニ至リタ
歐州ニ於テハ
英京ノ
アリスエドソン
其他
仏國ニモ
アツタガ
何レモ
サライユンパニ

ノ買収をトコロトナデナル

我ニ於テハ明治初年以來ノ製造が行ハレタルが其時既に功程ニ到ル
 必らずト競争シ得ルモノデナク、己ハ陶器ノ形成ガ微細ニ研究スル程ナク
 種多ク、事ナリニ別ニテ研究セバナラント、吾大ノ軍力ト時ヲ要スルガ故ニ
 我ノ陶器カ只白トシテ、素ノ形態ヲ傳フルガケデ、其内品ガ製作セシカラ
 所以ナル、即チ陶器ヲ口腔内ニ取付ルセシメ焼付タクハ、陶器焼成
 火度ガ極低トシテ、干直後以上カ故ニ、コレト同温度ニ焼成スルモ、其化セシ金属
 ヲ買収ニ亦モ必要ガハ、又天然素ヲ竹、木、タラシムルガハ、其ノ適当な色、
 其化光沢及耐摩合、迄我ニ於テ研究セサルヲ研究自カアリ、チホカ素料
 医学上ヨリシテ人種的ニ、骨格的ニ、各人ノ適宜ヲ考慮シ、シモ天然素ト機械的ニ
 於テ何等異ニトハナク、素力ヲ有テ、己ノ素ノ要件ヲ具備シテ、己ノ素力
 一個ノナリ、チ陶器ハ、素ニ於テ、其の科ヲノ貴重ナル産物トハナク、ナラン

(十)

医学的価値

都て方ハニ莫ニ口ハ病病ノ明カデアリノ体保善保信ノ一因ハ其ノ
即チ不健康ニ至ル原因シテ胃腸ノ失調ノ原因ヲ去ルニ至ル
ソノ健康状態ニ密接ナル關係ヲ有スルヲ知ル而チ斯ク如ク健康ノ
改善ヲ保テ天然ノ咀嚼力ヲ恢復セントスル場合 陶器ハ重要ナル役目ヲ司ル
モノデアリテ 齒科補綴上必須ナル材料品ナリ

斯ク觀ミ来ル時ハ 陶器ハ單ニ工業的要素ナルニ止マズ 衛生材料トシテ
一國ノ市民保健上重要ナルガ要成リ期シ 自派自足スルモノナルト云ハナ
レバナリ又 戦後大戦ニ際シテおろろノ輸入意ノ少ナリ又 當時ノ衛生ナ
ル状態ニ具ニ反映シタル其記憶ハ未ダ 新ラシキ処デアル

陶器事業の現状

陶器工業は人類の存在に限り需要があり、しかも他の商品と異なり流行の遷移が速く、
 更なる改良とナリ需要に於て結果は故に短期間で腐敗の恐れあり、原料の採掘と製造の
 利を占むに限り、包装便を以て世界各所に輸送し得るべき（高）
 他ノ商品トスル得ルニテアル

アニテアフリカ、南米、及び東南アジアの諸国に於て陶器工場が買収され、一依り独断的製造
 を實行し、割當の莫大の利益を得、或は支配の権得するに成功し
 たり、アフリカ、南米、及び東南アジアの諸国に於て陶器工場が買収され、一依り独断的製造
 を實行し、割當の莫大の利益を得、或は支配の権得するに成功し

コニ於て本邦は可成り大企業として、米國、英、佛、米、日、等と並んで、
 世界に於て一にあり、世界に於て一にあり、世界に於て一にあり、世界に於て一にあり、

即ち前記の系統に属する各種製造品は、其原料、資金、労働力、等、

(十)

原野等ハ税金此カル本邦より受ケテモカ増産ヲ行フ思ハカ
 何同陶土ニ於テハ原野等ノ製造ノ想ヲ有シテ行フアルヲ以テ
 米谷等ノ類ハ其ノ所産ノモノトモ穀年商リ当社ノ買収ヲ制策シタル
 今更ニ其ノ其ノ社ノ意義ヨリテ断然此等ノ権利ヲ何人譲ルナ
 自給自足ノ実ヲ企テテ国民保健ノ多シハ貢獻カントスル前社長ノ遺志ヲ
 体シ買収ニ伴フ常套手配トシ彼等ノ不當席責ニ敢然抗争シ彼等ノ陣門
 ニ降ルナキ益々良品ノ製造トシ不輸出ニ精進シテ中ル。

製器の特徴

① S.A.P 陶器

工場に於て生産される種類が集められ、約六万種に達していると云われる。

その多量の陶器類が、前記の白磁に類する類を二大別し、更に前記の白磁を別々
 の大小器に別し、約三百種類に分類し、その型態に於て色を異ならしめる事があり、概
 して器の如何なる種類、型、色より判断すると標準化の色を有するものと
 して、以下に述べる陶器を得るに至るべきである。

今其種類を挙げてみる。

(1) 金床用陶器 — 金ノ裏面を白金名金（ポインティング）で焼く。

植エ、コノピン、金ノ燐着、その目的は遠くを

(2) ゴム床用陶器 — アムロ付陶器（前白磁）、リッパカー陶器（前

白磁）、ガクアトリック陶器 — ゴム或は同種類。

(十)

コパウドニ依リテ床作り保持スルモノ	(ハ)可搬陶器 — ポストクラウン (前歯) ターブ陶器 (臼歯)	一金及其合属スハゴム等ノ何レニテモ併用し得ルモノ	② 松風歯科燐酸セメント	本品ハ陶器並ニ歯科用ゴムト共ニ歯科ニ大材料トシテ認めタルモノ、従来ニシテ製造業者が我ニモアツタガ其ノ需要額ノ九ナバーセントハ米國品ノ輸入ヲ仰ケ、アツタガ亦此ハ早クヨリフレシ着目レ創事ト存時ニ研究ニ着手シ、苦心ノ結果、四々耳前ヨリ販賣ナシ居ルモノデアル、幸ニシテ優劣ニシテ原価たか故ニ一般ノ歡迎ヲ受ケ、速カクテ國内ノ均等數ノ需要ヲ満足スル業勢ヲ示シタル、ヤントハ機械的ニ優劣をたへざるハ勿論デ、凡ガ本品ハ昨昭和六年春米國ニ於テ他地ノ輸入並ニ、實際スル上トナリ
--------------------------	--	---------------------------------	---------------------	---

各種ノ其ニ於テ英國品ニ比シテ遜色ナク優劣ナモト認ムル
 松風陶土素
 此ガ要中セラレワアリ

③ 松風土産科用ゴム

本品モ亦土産科三大材料ノ一ツニシテ吾國需要ノ大部ハ悉ク之ヲ缺
 リテ輸入ニ俟テアルノ状態ニ鑑ミ數年前より独逸有数ノ護謄者
 ニテ又實際取タル某氏ニ委嘱研究中ノ如昨其研究ノ完成ト共ニ同氏
 指導ノモトニ最新ノ設備ヲ了シ更ニ十年ノ実地経験ヲ有スル
 ゴム製造技師ノ手ニ依テ製造セラルルナリ本品ハ其ノ完全ナル施設
 ニシテ代化學ノ精ヲ集メ理化學的實驗ノミナラズ、常衣的ニ優劣ナル
 下ヲ知セラル而モ他品より強靱尤莫ハ斯界ノ如評ヲ博シワアリ
 故ニ此ヲハ吾國需要ヲ一手ニ引受ケラルベシ規模ヲ有シテナル

④ 松風土産科用電氣爐

(十三)

本局ハ既製陶器ヲ市ホ不満ヲ感ズル場合又ハ特ニ要ヲセラル場合等ニ
臨床亦ガ仕意ノ陶器ヲ焼成タル簡單ナル電氣爐デアル

從來ノ外國品ハ甚ダ高価デアリタガ僅カニニホナノ國ノ廉價ヲ以テ
販賣セシ而カモ其機能ハ外國品ノ進進ヲ許サザル優良ナルモノデ
アル

コレニ附隨シタル陶材ハ高中低ノ三種アリ

加フルニ着色劑ヲ以テシ極メテ簡單ニ必要ノ陶器ヲ焼成シ得ルノ
デアル

現在ノ販路

國產ノ叔成ハ遂ニ輸入留ヲ圧倒シテ海外ニ進出ス

即チ

中華民國 仏領印度支那 南洋諸島 土耳其

埃及 馬尼刺 伯刺西爾 墨其西哥 仏蘭西

和蘭 シリア シヤム 瑞西 白耳義 英吉利

北米合衆國 其他

以上

0935

(十)

コシヨウ(十)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

9860

昭和八年十一月

松風陶齒製造株式會社定款

京都市東山區福稻上高松町十一番地

松風陶齒製造株式會社

4860

0338

松風陶齒製造株式會社定款

第一章 總 則

第一條

當會社ハ松風陶齒製造株式會社ト稱ス

第二條

當會社ハ京都市ニ本店ヲ設置ス

但シ重役會ノ決議ニ依リ支店出張所ヲ内外國樞要ノ地ニ設置スルコトヲ得

第三條

當會社ハ左ノ營業ヲ目的トス

第四條

陶齒並齒科材料及ビ藥品並一般口腔用品ノ製造販賣及ビ齒科材料ノ輸入

第五條

當會社ノ資本金總額ヲ金壹百萬圓トス

第六條

當會社ニ於テ法令又ハ定款ノ規定ニ依リテ爲スベキ公告ハ本店所在地ニ於

8860

0035

第二章 株式

第七條

當會社ノ株式ハ一株金五拾圓トシ其ノ總數ヲ貳萬株トス

第八條

當會社ノ株式ハ拾株券、五拾株券ノ二種トス

第九條

當會社ハ第一回拂込金トシテ金拾貳圓五拾錢ヲ拂込マシメ第二回以後ノ拂込金額及拂込期日場所ハ必要ニ應ジ其ノ都度取締役會ノ決議ヲ經テ少クトモ三十日以前ニ催告ヲ以テ各株主ニ通知スベシ

第十條

當會社ノ株券ハ記名式トス

第十一條

當會社ハ株金拂込期日迄ニ其ノ拂込ヲ爲ササルモノアルトキハ其ノ拂込ムベキ金額ニ對シ其ノ拂込期日ノ翌日ヨリ現實ノ拂込日迄金百圓ニ付日歩金四錢ノ割合ヲ以テ遲延利息ヲ徵收スベシ

第十二條

當會社ノ株式ハ取締役會ノ同意アルニアラザレバ之レガ質入レ又ハ讓渡ス

第十三條

當會社ノ株式名義書換ヲ請求セムトスルトキハ當會社所定ノ名義書換請求書ニ當事者双方署名捺印ノ上其ノ株券ヲ添ヘ當會社ニ差出スベシ
相續遺贈又ハ裁判所ノ判決競買其ノ他法律ノ作用ニ依リテ當會社ノ株式ヲ取得シタルモノ若ハ氏名ノ變更ニ依リ株券ノ更正ヲ請求セムトスルモノハ其ノ事實ヲ證明シテ前項ニ準ジ名義書換ヲ請求スベシ

當會社ノ株券ヲ亡失若ハ盜取セラレタル場合ニ於テ新株券ノ交付ヲ請求セムトスルトキハ其ノ事由ヲ詳記シ當會社ノ満足スル二名以上ノ保證人ヲ立テ請求スベシ、當會社ハ請求者ノ費用ヲ以テ三日以内ニ其ノ旨ヲ公告シ六

十日ヲ經過シ發見セザルトキハ新株券ヲ交付スベシ
本條ノ株券ニ關シ第一項ノ期間内ニ故障ノ申立ヲ爲スモノアルトキハ當會社ハ裁判所ノ判決ニ依ルニアラザレバ新株券ヲ交付セザルベシ
當會社ノ株券ヲ汚染若ハ毀損シタル場合ニ於テ新株券ノ交付ヲ請求セムト

第十四條

第十五條

スルトキハ請求書ニ其ノ株券ヲ添ヘテ差出スベシ、若シ其ノ株券眞否ニ付疑アルトキハ前條ニ準ジ其ノ手續ヲ盡シタル後ニアラザレバ交付セザルベシ

四

株主ハ住所氏名及印鑑ヲ當會社ニ届出ツベシ、其ノ變更アリタルトキ亦同ジ、若シ之レヲ爲サルトキノ法律規定ノ如何ニ拘ラズ當會社ハ其ノ株主ニ對スル通知催告ノ責ニ任セズ

外國居住ノ株主ハ日本國內ニ假住所又ハ代理人ヲ定メ當會社ニ届出ツベシ、若シ之レヲ爲サルトキハ本條第一項ノ規定ヲ準用ス

株主ニシテ法定代理人アルトキハ其ノ代理人ハ住所氏名印鑑ニ代理權ヲ證スル公正ノ書面ヲ添ヘ之ヲ當會社ニ差出スベシ、其ノ變更ノ場合モ亦同ジ

第十六條

當會社ハ株式名義變更ノ場合ニハ手数料トシテ株券一通ニ付金貳拾錢新株券交付ノ場合ニ於テハ金五拾錢ヲ請求者ヨリ徴收スベシ

第十七條

當會社ハ定時株主總會前三十日以内株式ノ權利移轉ニ關スル名義書換ヲ停

止ス

臨時株主總會ノ場合モ前項ニ準ジ株式名義書換ヲ停止スルコトヲ得此場合ニ於テハ豫メ其旨ヲ公告スベシ

第三章 株 主 總 會

第十八條

定時總會ハ毎年五月及十一月ノ兩期ニ於テ之レヲ招集スルモノトス

第十九條

株主總會ニ於ケル議長ノ職務ハ社長又ハ事務取締役之ヲ行フ

若シ差支ベアルトキハ他ノ取締役之レヲ行フ其ノ全員事故アルトキハ出席

株主中ヨリ之ヲ選任ス

第二十條

株主ハ當會社ノ株主ヲ代理人トシテ其ノ議決權及選舉權ヲ行ハシムルコト

ヲ得

第二十一條

各株主ノ議決權及選舉權ハ其ノ所有株數一株ニ付一個宛トス

第二十二條

株主總會ニ於テ決議シタル事項ハ其ノ要領ヲ決議錄ニ記載シ議長及出席取

締役並株主三名以上署名捺印スベシ

第四章 役 員

六

第二十三條

取締役ハ七名以下監査役ハ三名以下トシ取締役ハ當會社ノ株式五百株以上ヲ監査役ハ二百株以上ヲ所有スル株主中ヨリ之ヲ選任ス

第二十四條

取締役及監査役ノ選舉ハ記名投票ニヨリ各得點者中最高點ノ順序ヲ以テ當選者ヲ定ム

第二十五條

株主總會ニ於テ出席株主ノ有スル權利數ノ過半數ノ同意アルトキハ其ノ選舉ハ記名投票ニ代フルニ他ノ便宜方法ニ依ルコトヲ得
取締役ノ任期ハ三箇年トシ監査役ノ任期ハ二箇年トス

第二十六條

但シ其任期ガ任期中ノ最終ノ配當期ニ關スル定時總會ノ終結前ニ滿了スルトキハ其ノ終結ニ至ル迄之ヲ延長スルモノトス
取締役ハ其ノ所有ニ係ル當會社ノ株式參百株ニ對スル株券ヲ監査役ニ供託

0942

第二十七條

スベシ

前項ノ株券ハ其ノ供託者退任スト雖モ其ノ事業年度内ニ於ケル諸報告及諸
計算ニ就キ株主總會ノ承認ヲ得タル後ニ非ザレバ之ヲ返付セズ

取締役申互選ヲ以テ社長一名及専務取締役若干名ヲ定メ當會社ノ事務執行

ヲ專任セシムルコトヲ得

左ニ記載シタル事項ニ付テハ緊急ヲ要スル場合ノ外取締役會ノ決議ヲ經ル

コトヲ要ス

一、支配人ノ選任及解任

二、總會ノ招集及其ノ議ニ付スベキ議案

三、前各號ノ外重大ナル事項

第二十八條

取締役又ハ監査役ニ缺員ヲ生ジタルトキハ總會ニ於テ之ガ補缺選舉ヲ行フ

モノトス其ノ取締役ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

但シ法定ノ員數ヲ缺カザル場合ニ於テハ取締役會ノ決議ニ依リ補缺選舉

0944

0000

第二十九條

ヲナサルコトヲ得

取締役會ハ必要アル毎ニ社長又ハ專務取締役之ヲ招集ス

取締役會ハ取締役半數以上出席シ過半數ヲ以テ決議ヲ爲ス可否同數ナルト

キハ議長之ヲ決ス

社長又ハ專務取締役ハ取締役會ノ議長トナル

取締役會ニ於テ必要ト認ムルトキハ監査役ヲシテ之ニ參加セシムルコトヲ得

第三十條

當會社ハ取締役會ニ於テ必要ト認ムルトキハ相談役及顧問ヲ囑託シ業務執行上重大ナル事件ヲ諮問ス

第三十一條

取締役監査役ニハ給料又ハ報酬ヲ給ス其ノ額ハ株主總會ニ於テ之ヲ定ム
相談役及顧問ニハ取締役會ノ決議ニ依リ相當ノ報酬ヲ給スルコトヲ得

第五章 計算

0945

0945

第三十二條

當會社事業年度ハ一年ヲ二朝ニ分チ五月ヨリ同年十月迄ヲ上期トシ十一月ヨリ翌年四月迄ヲ下期トス

第三十三條

毎期ノ終リニ於テ其期間ニ收入シタル總金額ヨリ左ノ營業上ニ係ル各號總支出金額ヲ控除シタル殘額ヲ以テ純益金トス

但シ前期繰越金ハ損益共之ヲ加除シテ當該期間ノ決算ヲナス

一、製造費

二、營業費

三、社債及諸借入金利子

第三十四條

純益金ヨリ左ノ各號ヲ控除シ殘餘ヲ株主配當金トス

一、法定準備積立金 純益金高二十分ノ一以上

二、役員賞與金 純益金高十分ノ一以内

但シ計算ノ都合ニ依リ本項積立金ノ外各種ノ積立金ヲナシ又ハ純益金全部若ハ一部ヲ次期繰越金ト爲スコトヲ得

0946

0000

第三十五條

株主が利益配當金ヲ滿三箇年間會社ヨリ受取ラザルトキハ會社ハ之ヲ自己ニ收得スルコトヲ得ルモノトス

第六章 附 則

第三十六條

本定款ニ規定セザル事項ニ付テハ凡テ法令ノ規定ニ從フモノトス

第三十七條

本社ノ設立費用ヲ金貳千圓トス

4560

自昭和八年五月一日
至昭和八年十月卅一日

第貳拾參期營業報告書

松風陶齒製造株式會社

第貳拾參期營業報告書

京都市東山區福稻上高松町拾壹番地

松風陶齒製造株式會社

昭和八年五月一日ヨリ昭和八年十月三十一日ニ至ル第貳拾參期營業年度間ノ成績ヲ蒐
集シ茲ニ之レヲ報告ス

株 主 總 會

一、昭和八年五月二十六日本社ニ於テ第貳拾貳期株主總會ヲ開キ第貳拾貳期營業報告
書、財産目録、貸借對照表、損益計算書ノ報告承認ヲ經テ利益金處分案ヲ原案通
リ決議セリ

0948

0340

株式ニ關スル事項

一、本期間ニ於テ株式名義書換ヲナシタルモノ二名、其ノ株數二百株ニシテ現在株主
四拾四名ナリ

營業ノ概況

當期ニ於ケル營業ノ概況ハ大體ニ於テ良好ト謂フ可キモノデアリマシテ、賣上高ニ於
キマシテモ創立以來最高ノ記録ヲ示ス事ヲ得タノデアリマス。從ツテ資産ノ内容ハ益
々健實味ヲ加ヘマシタ。

吾社ニ對スル世間ノ信用モ亦極メテ厚ク御同慶ニ堪エマセヌ。之ハ吾社製品ノ優良ナ
ルニ基因スルモノデアリマシテ、陶齒類、セメント類、ゴム類、ハ最モ好評ヲ博シテ
居ル物デアリマス。之等ノ主要材料品中ニアリテ雜品類モ亦良ク補助的使命ヲ果シテ

0950

0021

居リマス。茲ニ於キマンテ研究室ヲ擴張シテ品質ノ向上ト新品ノ研究ニ便スル事ト致
シマシタ。之ハ充分御期待ヲ願エル事ト存ジマス。
幸イ當期ハ無事經過致シマシタガ前途ハ遼遠デアリマス。何卒充分ノ御理解ヲ以テ御
後援アラン事ヲ切望致シマス。

1960

0000

貸借対照表

借方

一金七拾五萬圓也	未拂込株金
一金八千八百九拾八圓六拾八錢也	現金及諸預金
一金七萬壹千貳百拾九圓六拾六錢也	地所及建物
一金六千壹圓壹錢也	備品
一金五萬壹千參百七拾四圓八拾四錢也	機械及器具
一金四千百五拾七圓九拾參錢也	窯
一金四萬七千七百四拾圓也	モル
一金七千圓也	研究費

四

2952

0323

一金貳千七拾九圓九拾八錢也
一金參萬八千九百九拾六圓六拾七錢也
一金四千貳百七拾貳圓貳錢也
一金四萬千八百七拾貳圓九拾貳錢也
一金六千七百八拾四圓參拾五錢也
一金四千七百七拾六圓八拾參錢也
一金壹萬七百九拾四圓四拾五錢也
合 計 金壹百五萬五千六百九拾九圓參拾四錢也

貸 方

假 資 貯 半 委 商 受 掛 假
受 本 藏 製 託 取 賣 拂
金 金 物 品 商 手 金 金

8960

0028

一 金五百七拾八圓八拾貳錢也		掛	買	金
一 金五千九拾貳圓拾六錢也		繰	越	金
一 金參千四百圓也		法	定	金
一 金四千四百圓也		別	途	金
一 金壹萬六千參百七拾五圓貳拾參錢也		當	期	金
合 計 金壹百五萬五千六百六拾九圓參拾四錢也		利	益	金
財 產 目 録		當	期	金
財産目録ハ貸借對照表ノ借方ハ資産ト、貸方ハ負債ト同一ニツキ之レヲ省略ス		損	益	金
損 益 計 算 書		當	期	金
一 金壹萬六千參百七拾五圓貳拾參錢也		當	期	金

六

利益金處分	
一金壹萬六千參百七拾五圓貳拾參錢也	當期利益金
一金五千壹百九拾貳圓拾六錢也	前期繰越金
合計 金貳萬千五百六拾七圓參拾九錢也	
内	
一金貳千圓也	機械及器具消却金
一金貳千圓也	研究費消却金
一金貳千圓也	モル下消却金
差引 金壹萬五千五百六拾七圓參拾九錢也	純利益金
内	
一金八百圓也	法定積立金

右之通りニ候也

昭和八年十一月

松風陶齒製造株式會社

取締役社長 松風憲二
取締役 松風嘉定

一金壹千五百圓也

一金壹千貳百圓也

一金六千貳百五十圓也

一金五千八百拾七圓參拾九錢也

別途積立金

役員賞與金

株主配當金(年五分)

後期繰越金

9960

0828

前記ノ各項ヲ調査シ正確ナルコトヲ承認候也

監査役 大澤 徳 太 郎

同 瀧 藤 治 三 郎
同 荒 木 紀 男
同 林 武 彦